

## 規制影響分析書

規制の名称	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国際希少野生動植物種の追加、削除等	
担当部局	環境省自然環境局野生生物課	電話番号： 03-5521-8282 e-mail: shizen_yasei@env.go.jp
評価実施日	平成16年12月 6日	
政策目的	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)に基づく野生動植物種の国際取引の規制の実効性を高めるため、必要に応じ国内での譲渡し等を規制し、我が国として条約で求められている事項の確実な実施を図る。	
規制の内容	ワシントン条約附属書改正にともない、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国際希少野生動植物種5種を追加し、国内での当該種の個体等又は器官及び加工品の譲渡し等を禁止する。また、国際希少野生動植物種3種を削除し、国内での当該種の譲渡し等の禁止を解除する。さらに、条約附属書改正にともない輸出入が可能となった種の一部地域の個体群等について、国内での譲渡し等が可能となるよう登録対象個体群に加える。	
	根拠条文等:	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第4項、第6条第2項第3号、第12条第1項及び第20条第1項並びに同法施行令第1条第2項、第2条の2、第2条の3及び第4条第3号八並びに別表第2、第4及び第6
期待される効果	ワシントン条約附属書 に掲載され、新たに国際取引が原則禁止されることとなった野生動植物に関し、輸出入の規制のみならず、国内での譲渡し等(売買等)を規制することにより、国際取引により過度に動植物の利用がなされることのないように保護するという条約の目的を我が国として確実に達成することができる。 また、今般、条約での厳しい規制が適用されなくなる種又は種の一部個体群について、国内での譲渡し等の規制の対象から除外すること、又は、国内での譲渡し等が可能となる登録制度の対象とすることにより、条約が行う規制に沿った国内規制を行うことができる。	
想定される負担	新たにワシントン条約附属書 に掲載され、国際希少野生動植物種として指定される動植物の譲渡し等を実施している者は、原則国内での当該種の譲渡し等ができないこととなる。 国際希少野生動植物種としての指定が解除される動植物の譲渡し等を実施しようとする者は、当該種の国内での譲渡し等ができるようになる。 ワシントン条約附属書 の個体群とされた動植物の譲渡し等を実施しようとする者は、これまで譲渡し等が禁止されていたが、今後は個体等の登録手続を経ること等により譲渡し等を行うことができるようになる。 新たに指定された種について国内で譲渡し等がなされていないかどうか、行政において監視する必要がある。また、国内での譲渡し等の規制が解除されるものについては、監視の負担が軽減される。 一部の個体群がワシントン条約附属書 から 移行された種の国内での譲渡し等について、法第23条第1項に基づき環境大臣の登録を受けた機関において登録事務が発生する。	
想定できる代替手段との比較考量	ワシントン条約の実効性を担保するためには、国内においても法制度による附属書 掲載種の譲渡規制が必要であり、他の代替手段は想定されない。	
備考	中央環境審議会において国際希少野生動植物種として指定又は指定を解除することについて諮問し、答申を受ける予定。	
レビュー時期	平成21年12月末に行う。	